# 資料編

財務諸表	貸借対照表	34
	損益計算書/剰余金処分計算書	35
■経営指標	業務粗利益/業務純益/資金運用収支の内訳	38
	受取・支払利息の増減/利鞘/利益率/経費の内訳	39
	役職員の報酬体系について	40
■営業の状況	預金積金	40
	預金積金及び譲渡性預金平均残高	40
	定期預金残高/預金者別預金残高/財形貯蓄残高	41
	貸出金	41
	貸出金平均残高/貸出金残高	41
	貸出金の担保別内訳/債務保証見返の担保別内訳	41
	貸出金使途別残高	41
	貸出金業種別内訳/預貸率/消費者ローン・住宅ローン残高	42
	代理貸付残高の内訳/貸倒引当金内訳/貸出金償却	42
	有価証券・その他	43
	商品有価証券平均残高	43
	有価証券平均残高/預証率	43
	有価証券の残存期間別残高/金銭の信託の時価情報	43
	有価証券の時価情報	43
	デリバティブ取引/公共債引受額	44
	公共債窓販実績/内国為替取扱実績	44
自己資本の物	犬況	45
	単体における定性的な開示事項	45
	単体における事業年度の開示事項	49
	自己資本の構成に関する開示事項	49
	定量的な開示事項	50
開示項目一覧	======================================	55

## 財務諸表

貸借対照表

(単位:百万円)

							令和4年度 R5.3月末	令和5年度 R6.3月末
	( :	資	産	の	部	)	110.0 A A	110.073
現						金	900	817
預			(	<u></u> ナ		金	61,949	63,171
			金	銭			182	128
有		10		ā		券	38,342	37,797
	国					債	91	87
	地						_	
	<u></u> 社					債	538	536
	株					式	20	20
	そ	の	他	<sub>3</sub> の	証	券	37,691	37,152
 貸			Į.	出		金	31,839	32,553
	割		31	3	手	形	82	99
	手		形	]	 貸	付	1,870	3,065
	証		書	1	<b>)</b>	付	28,172	27,127
	当		座	1	貸	越	1,713	2,261
そ		の	1	也	資	産	912	1,144
	未	決	氵	為	替	貸	15	20
	信	金	ф	金し	出 資	金	505	675
	未		収	J	収	益	367	416
	そ	の	他	·	資	産	23	31
有	Ŧ	形	固	定	資	産	1,520	2,401
	建					物	375	304
	土					地	370	370
	建	3	ž	仮	勘	定	682	1,610
	その	の他	の	有形[	固定資	資産	92	115
無	Ŧ	形	固	定	資	産	5	13
	ソ	フ		・ウ	エ	ア	0	7
	その	の他	のま	無形	固定資	資産	5	5
前	ł	7	年	金	費	用	369	441
繰	3	正	税	金	資	産	438	360
債	Ž	務	保	証	見	返	63	99
貸		倒	į	31	当	金	△ 182	△ 177
	(う	ち	固別	貸倒	引当	金)	(△ 127)	(△ 123)
資	Ē	産	の	部	合	計	136,342	138,751

<sup>(</sup>注) 貸借対照表注記を36,37ページに記載しております。

(単位:百万円)					
	令和4年度 R5.3月末	令和5年度 R6.3月末			
( 負 債 の 部 )					
預 金 積 金	122,972	123,142			
当 座 預 金	3,470	3,620			
普 通 預 金	41,415	44,628			
貯 蓄 預 金	254	260			
通 知 預 金	116	211			
定 期 預 金	73,439	70,788			
定 期 積 金	3,602	3,169			
その他の預金	673	464			
その他負債	272	403			
未決済為替借	14	29			
未 払 費 用	62	69			
給 付 補 塡 備 金	0	0			
未払法人税等	79	200			
前 受 収 益	10	16			
払 戻 未 済 金	2	5			
払 戻 未 済 持 分	0	0			
職員預り金	74	74			
その他の負債	26	6			
賞 与 引 当 金	51	60			
役員賞与引当金	3	3			
役員退職慰労引当金	149	92			
睡眠預金払戻損失引当金	8	9			
偶 発 損 失 引 当 金	4	3			
債 務 保 証	63	99			
負債の部合計	123,526	123,816			
( 純 資 産 の 部 )					
出資金	274	270			
普 通 出 資 金	274	270			
利 益 剰 余 金	16,907	17,474			
利 益 準 備 金	290	290			
その他利益剰余金	16,616	17,184			
特 別 積 立 金	16,100	16,300			
(うち本店建設積立金)	(2,000)	(2,000)			
当期未処分剰余金	516	884			
処 分 未 済 持 分	_	_			
会員勘定合計	17,181	17,745			
その他有価証券評価差額金	△ 4,365	△ 2,809			
評価・換算差額等合計	△ 4,365	△ 2,809			
純資産の部合計	12,816	14,935			
負債及び純資産の部合計	136,342	138,751			

損益計算書 (単位:千円)

	令和4年度 R4.4.1~R5.3.31	令和5年度 R5.4.1~R6.3.31
経 常 収 益	1,681,692	2,239,074
資 金 運 用 収 益	1,357,279	1,710,205
貸出金利息	420,393	418,492
預 け 金 利 息	43,724	91,910
有価証券利息配当金	879,464	1,186,429
その他の受入利息	13,696	13,373
役務取引等収益	140,612	144,638
受入為替手数料	51,681	49,556
その他の役務収益	88,931	95,082
その他業務収益	160,452	378,577
国債等債券売却益	151,197	360,545
その他の業務収益	9,255	18,032
その他経常収益	23,347	5,652
貸倒引当金戻入益	22,845	4,405
その他の経常収益	502	1,246
経 常 費 用	1,293,969	1,400,451
資 金 調 達 費 用	31,807	32,087
預 金 利 息	30,867	31,208
給付補塡備金繰入額	551	510
その他の支払利息	388	368
役務取引等費用	73,729	72,989
支払為替手数料	13,481	12,944
その他の役務費用	60,247	60,045
その他業務費用	1,936	185,092
国債等債券売却損	1,928	184,903
その他の業務費用	8	188
経 費	1,182,228	1,105,619
人 件 費	786,944	698,290
物件費	372,895	388,531
税金	22,388	18,797
その他経常費用	4,267	4,663
その他資産償却	1,080	636
その他の経常費用	3,187	4,026

#### **Point**

収益面では、貸出金平残の減少および利回りの低下によって、貸出金 利息は前期比1百万円減少の4億18百万円となり、有価証券利息配当金 については、前期と比較して平残が増加したことや円安効果によって前 期比3億6百万円増加の11億86百万円となりました。また、年度を通じ た有価証券の機動的な運用により、国債等債券売却益3億60百万円を 確保したことから、経常収益は22億39百万円となりました。

費用面では、経費が前期比76百万円減少の11億5百万円となったこ と等により、経常費用は14億円となりました。

これらの結果、経常利益では8億38百万円、当期純利益では5億78百 万円を計上することとなりました。

(単位:千円)

				令和4年度 R4.4.1~R5.3.31	令和5年度 R5.4.1~R6.3.31
経	常	利	益	387,723	838,622
特	別	利	益	_	_
特	別	損	失	105,742	86,611
固	定資	産 処 欠	)損	105,742	895
減	損	損	失	_	85,716
税引	前 当	期純和	J 益	281,980	752,010
法人	税、住民和	党及び事	業税	81,633	202,799
法	人 税 等	調整	額	△ 3,067	△ 29,246
法	人税	等合	計	78,565	173,553
当	期 糾	利	益	203,414	578,457
繰越	金(当	期首残	高)	313,390	305,839
当期	未 処	分剰が	金	516,804	884,297

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
  - 2. 子会社との取引による費用総額 28,035千円
  - 3. 出資1口当たり当期純利益 1,058円13銭
  - 4. 当事業年度に固定資産減損損失を認識したものについては次のとおりです。
    - (1) 減損損失を認識した資産グループ

岐阜県郡上市 地 域 主な用途 本部および営業用店舗 種 類 建物

(2) 減損損失の認識に至った経緯

上記資産は、本部・本店建物の新築工事に伴い、令和6年度で の解体を予定しているため、帳簿価額を備忘価額まで減額し、 減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失の金額と種類毎の内訳

種 硩 金 額 85,716千円 建 物 85,716千円 計

(4) 資産グルーピングの方法

営業用店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を 行っていることから各営業店をグルーピングの最小単位として おります。本部については独立したキャッシュ・フローを生み出 さないことから共用資産としております。

5. 収益を理解するための基礎となる情報は下表のとおりであります。

取引等の種類	顧客との契約から生じる収益の主な概要	主な収益認識基準等
内国為替業務	送金、代金取立等の内国為替業務に基づく 受入手数料(一般顧客から受領する手数料 のほか、銀行間手数料を含む)	これらの取引の履行義 務は、通常、対価の受領 と同時期に充足される
外国為替業務	輸出・輸入手数料、外国為替送金等の外国為 替業務に基づく受入手数料	ため、原則として、一時 点で収益を認識してお
その他の役務取引等	手形小切手交付手数料、再発行手数料、□座振替手 数料、□座維持手数料、融資取扱手数料、担保不動産 事務手数料等の預金・貸出金業務関係の受入手数料	ります。一方、貸金庫利 用料等のサービス期間 に対応して生じる収益
	投信販売手数料や保険販売手数料等の証 券・保険販売業務関係の受入手数料	については、当事業年度 に帰属する収益を認識 しております。なお、履
	保護預り・貸金庫業務関係の受入手数料	行義務の充足が1年超と
	その他の役務取引等業務に関係する受入手数料	なる取引はありません。

(注) 役務取引等収益及びその他業務収益に含まれる顧客との契約から生じる収益に関するものについて記載しており、債務保証料や金融商品の売却益といった金融取引等に係る収益については、収益認識に関する会計基準」が適用されないため除いております。また、臨時的に生じる収益や特別利益などの一過性の収益については、通常の営業活動により生じる財・サービスの提供にあたらず、顧客との契約から生じる収益に該当しないため記載しておりません。

### 剰余金奶分計算書

(出位·工田)

71			(単位・十円)
		令和4年度 R4.4.1~R5.3.31	令和5年度 R5.4.1∼R6.3.31
	当期未処分剰余金	516,804	884,297
	剰 余 金 処 分 額	210,965	510,870
	普通出資に対する配当金	(年4%) 10,965	(年4%) 10,870
	特 別 積 立 金	200,000	500,000
	操越金(当期末残高)	305,839	373,426

## 貸借対照表注記

- 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。 2. 有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券に ついては時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等につ いては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 有形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 2年~50年

その他 2年~20年

- 4. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフト ェアについては、金庫内における利用可能期間 (5年) に基づいて償却しております。
- 5. 外貨建資産は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自 己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和4年4月14日)

に規定する正常先債権については、今後1年間の予想損失額を見込んで計上しておりま す。要注意先債権のうち、経営改善計画等の策定により要注意先に留めた債務者に対す る債権及び経済環境の変化等により業績に大きく影響を受けた業種等の債務者に対す る債権については、債権額から担保処分見込額及び保証による回収可能見込額を控除 し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。その他要 注意先債権については、今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、要管理先債権については、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。正常先債権及び 要注意先債権の予想損失額は1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の 過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め算定しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び 保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しておりま す。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処 分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、審査部が資産査定を実施し、当該部 署から独立した監査部が査定結果を監査しており、その査定結果により上記の引当を 行っております。

- 7. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額の うち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 8. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込
- 額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 9. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職 給付に関する会計基準の適用指針」(平成27年3月26日) に定める簡便法 (退職給付に 係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法) により、退職給付債務から年金 資産を控除した金額を「退職給付引当金」として計上することとしておりますが、当事業 年度末においては、年金資産が退職給付債務を上回っているため、当該超過金額を「前 払年金費用」に計上しております。

当金庫は、複数事業主 (信用金庫等) により設立された企業年金制度 (総合設立型厚生年 金基金) に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することが できないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金 庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項(令和5年3月31日現在)

年金資産の額 1 680 937百万円

年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額

1,770,192百万円

△89.255百万円

②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合 0.0921%(令和5年3月分) ③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高147,969百万円 であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率 信却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該信却に充てられる特別掛金18百 万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じる ことで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

- 10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金 の支給見積額のうち、当事業年度未までに発生していると認められる額を計上しております。 11. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求
- に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計 上しております。
- 12. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払 見込額を計上しております。
- 13. 当金庫の主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の 時点については、損益計算書の注記において収益を理解するための基礎となる情報と あわせて注記しております。
- 14. 固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
- 15. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌 事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金(貸出金に係るもの) 176百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6.に記載しております。 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」でありま す。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得 能力を個別に評価し、設定しております。債務者区分の判定においては、債務者の実態 的な財務内容、資金繰り、収益力や貸出条件及びその履行状況等を総合的に勘案して検 討しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌 事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

- 16. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 224百万円
- 17. 子会社の株式の総額 10百万円
- 18. 子会社に対する金銭債務総額 26百万円
- 19. 有形固定資産の減価償却累計額 1,608百万円
- 20. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のと おりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及 び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が 有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為

替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上される もの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用 - 1 - 貸借又は賃貸借契約によるものに限る。) であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 59百万円 危険債権額 622百万円 三月以上延滞債権額 一百万円 貸出条件緩和債権額 一百万円 合計額 682百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続 開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績 が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債 権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延 している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しない ものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の 減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決め を行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞 債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 21. 手形割引は、業種別監査委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しており ます。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分で きる権利を有しておりますが、その額面金額は99百万円であります。
- 22. 為替決済等の取引の担保として、有価証券109百万円及び預け金10,002百万円を差し 入れております。
- 23. 出資1口当たりの純資産額 27.656円34銭
- 24. 金融商品の状況に関する事項
  - (1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び資金運用業務などの金融業務を行っております。 このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的 管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金と有 価証券です。

なお、有価証券は、主に債券であり、その他保有目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リス クに晒されており、外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されております。 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されており ます。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、信用リスクに関する管理諸規定に従い、貸出金について、個別案件ご との与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対 応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経 営陣等による融資委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価 の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

リスク管理規定において、市場リスクの主管部署をAI M委員会と定め、市 場リスク管理要領にリスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会 において決定された運用基準枠等に基づき、ALM委員会において実施状況 の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には、総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把 握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会等に 報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基 づき、理事会の監督の下、市場リスク管理要領に従い行われております。

このうち、資金運用部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、 運用限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの 軽減を図っております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「預け金」、「買入金銭債権」、「有価証券」、「貸出金」及び「預 金積金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリス ク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法 (保有期間125日、信頼区間99%、観測期間 5年)により算出しており、令和6年3月31日現在で当金庫の市場リスク量 (損失額の推計値) は、全体で7.415百万円です。

なお、当金庫では、バックテスティングを実施し、VaR算出モデルの有効性 を確認しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算 出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられ ないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があ ります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長 短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異な る前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わ る金額を開示しております。

#### 25. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりで あります (時価等の評価技法 (算定方法) については (注1) 参照) 。なお、市場価格のな い株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注2)参照)。

また。重要性のうしい利用については記載を省略しております

トに 里女はりとしい 竹	コにしい には記載を目前	800000000	
			(単位:百万円)
	貸借対照表計上額	時 価	差額
(1) 預け金	63,171	63,150	△ 21
(2) 買入金銭債権	128	127	△ 0
(3) 有価証券			
その他有価証券	37,775	37,775	_
(4)貸出金(*1)	32,553		
貸倒引当金 (*2)	△ 176		
	32,377	32,142	△ 234
金融資産計	133,452	133,196	△ 256
(1) 預金積金	123,142	123,172	30
金融負債計	123.142	123.172	30

(\*1) 貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。 (\*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

#### (注1)金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

#### 金融資産

#### (1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳 簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区 分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値 により算定しております。

#### (2) 買入金銭債権

買入金銭債権は、取引金融機関から提示された価格によっております。

#### (3) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投 資信託は、公表されている基準価額によっております。

なお、有価証券に関する注記事項については26.および27.に記載しております。

#### (4)貸出金

貸出金は、以下の①~③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額 として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見 積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸 倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。) の合計額から貸出金に対応 する個別貸倒引当金を控除した価額

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごと に、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

#### 余融負債

#### (1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価と みなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッ シュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金 を受け入れた際の平均金利を用いております。

(注2)市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融 商品の時価情報には含まれておりません。

1-300-7-31001131181-10-00-11-4	(単位,百万円)
区分	貸借対照表計上額
子会社株式(*1)	10
非上場株式(*1)	10
信金中央金庫出資金(*1)	675
組合出資金(*2)	1
合 計	697

(41)子会は株式、非上場株式及び信金中央金庫出資金については、企業会計量準適用指針第19号 [金融商品の時面 等の網元に関する適用指針] (令和2年3月31日) 第5項に基づき、時価開元の対象とはしておりません。 (42) 組合出場金については、企業会社基準適用計算31号 (時価の資定に関する会計基準の適用指針] (令和3年6 月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

#### (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の僧還予定類

) X	・ 並以は作文し 河州ののの日間配分の大井口をの頂送 17年紀 (1						
		1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
	預け金(*1)	50,171	-	5,000	_	8,000	-
	買入金銭債権	44	76	6	-	-	-
	有価証券	99	310	222	6	-	37,137
	その他有価証券のうち						
	満期があるもの	99	310	222	6	-	37,137
	貸出金 (*2)	6,628	5,921	4,346	3,503	3,606	6,153
	숨 計	56,945	6,308	9,576	3,510	11,606	43,290

(\*1) 預け金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。 (\*2) 貸出金のうち、後継先、実債を終先及び破綻懸念先に対する債権等、債選予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

#### (注4) 有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位:百万円) | 1年以内 | 1年80年以内 | 3年85年以内 | 5年87年以内 | 7年810年以内 | 10年88 | 89.354 | 28.911 | 4.789 | 4 | 0 | 82 | 89.354 | 28.911 | 4.789 | 4 | 0 | 82 | 預金積金(\*)

26. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国 債」、「社債」、「その他の証券」が含まれております。以下27. まで同様であります。

## その他有価証券

(単位						
		種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	
	株式		-	_	_	
	債	券	-	-	-	
100 /# 5+07 ± 5↓ ↓		国 債	-	_	_	
貸借対照表計上 額が取得原価を		社 債	_	_	-	
超えるもの	そ	の他	5,256	5,100	156	
		外国債券	5,256	5,100	156	
		その他	-	-	_	
		小 計	5,256	5,100	156	
	株式		-	_	-	
	債	券	624	643	△ 19	
		国 債	87	103	△ 15	
貸借対照表計上 額が取得原価を		社 債	536	539	△ 3	
超えないもの	そ	の他	31,894	35,229	△ 3,334	
AE)C-0-0-049		外国債券	31,894	35,229	△ 3,334	
		その他	-	_	_	
		小 計	32,518	35,872	△ 3,353	
合	dž		37,775	40,972	△ 3,197	

#### 27. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位.日月円)	
売却損の合計額	
-	
-	
-	

株式	_	-	-
債 券	_	_	_
国 債	_	_	-
社 債	_	-	-
その他	31,698	360	184
外国債券	31,698	360	184
その他	0	-	0
승 計	31,698	360	184

売却益の合計額

28. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申 し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額ま で資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高 は、14,587百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが918百万円あ n#d.

売却額

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実 行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものでは ありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の 事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額 をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じ て不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内 手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等 を講じております。

29. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりで あります。

#### 繰延税金資産

体延化业员庄	
貸倒引当金	20 百万円
減価償却限度超過額	22
役員退職慰労引当金	25
その他有価証券評価差額金	913
その他	66
繰延税金資産小計	1,048
評価性引当額	△ 525
繰延税金資産合計	523
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	42
前払年金費用	120
繰延税金負債合計	162
繰延税金資産の純額	<u>360</u> 百万円

30. 企業会計基準第29号 「収益認識に関する会計基準」 (令和2年3月31日) に基づく契約資 産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産、顧客 との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

契約資産	一 百万円
顧客との契約から生じた債権	1 百万円
契約負債	一 百万円

#### 会計監査人による監査

令和5年6月16日開催の第85回通常総代会及び、令和6年6月18日開催の第86回通常 総代会で報告を行った令和4年度及び令和5年度の貸借対照表、損益計算書及び承認を得 た剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任あずさ監 査法人の監査を受けております。

令和5年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」 という。) 並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認してお ります。

令和6年6月19日 八幡信用金庫 理事長 木 下 節 夫

## 経営指標

#### 業務粗利益

(単位:千円、%)

	令和4年度	令和5年度
資 金 運 用 収 支	1,325,472	1,678,117
資 金 運 用 収 益	1,357,279	1,710,205
資 金 調 達 費 用	31,807	32,087
役務取引等収支	66,883	71,649
役務取引等収益	140,612	144,638
受入為替手数料	51,681	49,556
その他の受入手数料	85,005	91,757
その他の役務取引等収益	3,925	3,325
役務取引等費用	73,729	72,989
支払為替手数料	13,481	12,944
その他の支払手数料	987	885
その他の役務取引等費用	59,259	59,159
その他の業務収支	158,515	193,485
その他業務収益	160,452	378,577
国債等債券売却益	151,197	360,545
国債等債券償還益	_	_
その他の業務収益	9,255	18,032
その他業務費用	1,936	185,092
国債等債券売却損	1,928	184,903
国債等債券償還損	_	_
国債等債券償却	_	_
その他の業務費用	8	188
業務粗利益	1,550,871	1,943,252
業務粗利益率	1.12	1.41

#### Word

#### 資金運用収支

貸出を始めとする受け取った利息の合計額である資金運用収益と預金を始めとする支払った利息の合計額である資金調達費用の差額。

#### 役務取引等収支

提供したサービスによって受け取る手数料などの収益と サービスを提供するためにかかる費用の差額。

#### その他の業務収支

資金運用・資金調達、役務取引以外の業務(有価証券の売買等)による収益と費用の差額。

#### 業務粗利益

信用金庫の収益性を示す指標のひとつ。

資金運用収支、役務取引等収支、その他の業務収支の合計。

#### **Point**

#### 資金運用収支

有価証券利息配当金の増加により、資金運用収支は前期 比3億52百万円増加の16億78百万円となりました。

#### 業務粗利益

Point

となりました。

業務純益、実質業務純益

資金運用収支の増加により、業務粗利益は前期比3億92百万円増加の19億43百万円となりました。

この結果、業務粗利益率は0.29ポイント上昇し1.41%となりました。

国債等債券売却益の増加により、業務純益は前期比4億65百万円増加の8億61百万円となりました。なお、一般貸倒引当金は戻入超過のため、実質業務純益は業務純益と同額

コア業務純益、コア業務純益(投資信託解約損益を除く。) 実質業務純益から国債等債券損益1億75百万円を除いた

コア業務純益は6億85百万円となりました。

(注) 業務粗利益率= 業務粗利益 資金運用勘定平均残高 ×100

#### 業務純益

(単位:千円)

						令和4年度	令和5年度
業		務	純		益	396,012	861,212
実	質	業	務	純	益	396,012	861,212
	ア	業	務	純	益	246,743	685,570
口(投	ア 資信	業託解約	務回損益	純を除ぐ	益 <。)	246,743	682,595

- (注) 1. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用) 業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時 的な経費等を含まないこととしています。 また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸
  - 倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
  - 2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額 実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
  - 3. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益 国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

#### 資金運用収支の内訳

		平均残高	哥(百万円)	利 息	(千円)	利回り(%)		
		令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	
資	金運用勘定	137,889	136,940	1,357,279	1,710,205	0.98	1.24	
	貸 出 金	32,270	31,952	420,393	418,492	1.30	1.30	
	預 け 金	60,054	54,754	43,724	91,910	0.07	0.16	
	有 価 証 券	44,851	49,574	879,464	1,186,429	1.96	2.39	
資	金調達勘定	122,673	122,525	31,807	32,087	0.02	0.02	
	預 金 積 金	122,595	122,452	31,418	31,719	0.02	0.02	

<sup>(</sup>注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和4年度 0.2百万円、令和5年度 該当なし)を控除して表示しております。

受取・支払利息の増減

(単位:千円)

					令和4年度		令和5年度			
				残高による増減	利率による増減	純 増 減	残高による増減	利率による増減	純 増 減	
受	取	利	息	15,430	145,644	161,074	△ 12,061	364,987	352,925	
	貸	出	金	△ 12,261	△ 6,788	△ 19,049	△ 1,901	-	△ 1,901	
	預	け	金	△ 6,096	7,535	1,438	△ 10,015	58,201	48,185	
	有	価 証	券	188,042	△ 9,026	179,016	106,267	200,696	306,964	
支	払	利	息	△ 2,987	_	△ 2,987	280	-	280	
	預	金 積	金	△ 2,992	_	△ 2,992	300	ı	300	

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。

#### 利鞘

(単位:%)

	令和4年度	令和5年度
資 金 運 用 利 回	0.98	1.24
資 金 調 達 原 価 率	0.98	0.92
総 資 金 利 鞘	△ 0.00	0.32

#### 利益率

(単位:%)

	令和4年度	令和5年度
総資産経常利益率	0.27	0.59
総資産当期純利益率	0.14	0.41

#### Word

#### 資金運用利回

貸出金や有価証券等で資金を運用した利回りです。

#### 資金調達原価率

預金等で資金を調達するためにかかったコスト (例え ば預金利息や人件費などの経費)の比率です。

#### 総資金利鞘

資金運用利回から資金調達原価率を差し引いたもの で、調達した総資金の運用成果を示す指標です。

## 総資産利益率

総資産利益率は資産平残に対する利益の比率を示す もので、一般にROA (Return on Asset)と呼ばれて います。

①総資産経常利益率

経常利益 総資産 (除く債務保証見返) 平均残高 ×100

②総資産当期純利益率

当期純利益 総資産(除<債務保証見返)平均残高

#### 経費の内訳

(単位:千円)

									令和4年度	令和5年度
人				件				費	786,944	698,290
	報	Ē	州	給	料	=	F	当	598,037	579,165
	退	Į	戠	給	付	- Idea	ŧ	用	80,453	△ 2,572
	そ			(	カ			他	108,453	121,697
物				件	=			費	372,895	388,531
	事			Ž	務			費	201,086	205,088
		旅	揧	₹ .	交	5	通	費	798	1,022
		通			信			費	9,014	9,079
		事	務	機	械	賃	借	料	3,337	3,888
		事	Ž	务	委	=	E	費	160,248	160,878
	古		定	Ì	資	産		費	49,484	59,750
		±	地	建	物	賃	借	料	6,531	11,894
		保	2	全	管	Ę	₽	費	28,373	27,135
	事			A P	業			費	33,746	36,092
		広	2	告	宣	亿	<u> </u>	費	7,375	7,073
		交	際	・寄	贈	・諸	会	費	12,571	14,859
	人		事	ſ.	孠	生		費	8,479	8,495
	減		価	1	賞	却	]	費	62,761	61,514
	そ			(	カ			他	17,336	17,590
税	,							金	22,388	18,797
	合						計		1,182,228	1,105,619

#### 収益性に対する考え方

当金庫は、協同組織の地域金融機関として、地域社会の発展に安定的に貢献できるだけの適正な収益の確保に努めています。 そのため、単に高い収益性を目指すのではなく、可能な限り地域の皆様に収益を還元することを第一義に日々努力しています。

#### 報酬体系について

#### 1 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、 職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退 職慰労金」で構成されております。

#### (1)報酬体系の概要

#### 【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最 高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額及び賞与額につきましては役位や在任年数等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において 決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

#### 【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。 なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。 a.支払時期 b.算出方法

(2) 令和5年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区分	支 払 総 額
対象役員に対する報酬等	100

- (注) 1.対象役員に該当する理事は9名、監事は1名です。(期中に退任した理事を含む)
  - 2.上記の内訳は、「基本報酬 | 75百万円、「賞与 | 12百万円、「退職慰労金 | 12百万円となっております。 なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額 (過年度に繰り入れた引当金分を除く) と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。 「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。
  - 3.使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は 財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件1(平成24年3月29日付金融庁告示第22 号) 第2条第1項第3号及び第6号並びに第3条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

#### 2.対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法 人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重 要な影響を与える者をいいます。

なお、令和5年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- (注) 1.対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
- 2.「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。 なお、令和5年度においては、該当する会社はありませんでした。

  - 3 「同等類」は、今和5年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
  - 4.令和5年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

## 営業の状況

## 預金積金

■預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位:百万円)

						令和4年度	令 和 5 年 度
流	動	性	預	金		44,352	45,745
	有	利	息	預	金	38,724	40,379
定	期	性	預	金		77,828	76,273
	固	定金	利 定	期	預 金	73,267	72,067
	変	動 金	利 定	期	預 金	949	875
そ		の		他		414	432
小人			=	Ħ		122,595	122,452
譲	渡	性	預	金		_	_
合			=	it		122,595	122,452

- (注) 1.流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金
  - 2.定期性預金=定期預金+定期積金

固定金利定期預金:預入時に満期日までの利率が確定する定期預金

変動金利定期預金:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

定期預金残高

(単位:百万円)

		令 和 4 年 度	令 和 5 年 度
定	期 預 金	73,439	70,788
	固定金利定期預金	72,527	69,944
	変 動 金 利 定 期 預 金	911	843

### ■預金者別預金残高(構成比)

(単位:百万円、%)

		令 和 4 年 度	令和5年度
個	人	91,557 ( 74.45)	90,951 ( 73.85)
— 般	法人	26,272 ( 21.36)	27,736 ( 22.52)
金融	機関	63 ( 0.05)	47 ( 0.03)
公	金	5,079 ( 4.13)	4,406 ( 3.57)
合	計	122,972 ( 100.00)	123,142 (100.00)

### 財形貯蓄残高

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
財 形 貯 蓄	117	114

## 貸出金

### 貸出金平均残高

(単位:百万円)

				令和4年度	令和5年度
割	31	手	形	113	97
手	形	貸	付	1,562	2,050
証	書	貸	付	29,020	28,281
当	座	貸	越	1,573	1,522
<u></u>	Ì		計	32,270	31,952

### 貸出金残高

(単位:百万円)

					令和4年度	令和5年度
貸		出		金	31,839	32,553
	固	定	金	利	23,404	23,732
	変	動	金	利	8,435	8,820

#### 貸出金の担保別内訳

(単位:百万円)

		令和4年度	令和5年度
当金庫預	金積金	989	1,236
有 価	証券	_	_
動	産	_	_
不動	) 産	2,098	2,300
そ の	他	201	_
小	計	3,289	3,536
信用保証協会	会·信用保険	13,419	13,197
保	証	5,607	6,492
信	用	9,522	9,327
合	計	31,839	32,553
合	計	31,839	32,553

#### ■債務保証見返の担保別内訳

(単位:百万円)

-1/(3/3) 1/1/02/0/2		,1,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	(+12.0771.17
		令和4年度	令和5年度
当金庫預金積	金	5	6
有 価 証	券	_	_
動	産		_
不 動	産		_
そ の	他		_
小	t	5	6
信用保証協会·信用係	呆険	1	1
保	証	55	91
信	用	_	_
<b>合</b>	†	63	99

## 貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

							(+12:0/313(70)
				令 和(	4 年 度		5 年 度
				貸出金残高		貸出金残高	構 成 比
設	備	資	金	13,208	41.48	13,495	41.45
運	転	資	金	18,630	58.51	19,058	58.54
Ê	ĵ		計	31,839	100.00	32,553	100.00

#### ■貸出金業種別内訳

(単位:先、百万円、%)

	令 和 4 年 度				令和5年度	
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	87	2,546	7.99	91	3,072	9.43
農業、林業	11	50	0.15	10	50	0.15
漁業	1	0	0.00	1	4	0.01
鉱業、採石業、砂利採取業	1	17	0.05	2	21	0.06
建 設 業	143	3,095	9.72	146	3,894	11.96
電気、ガス、熱供給、水道業	5	51	0.16	5	175	0.53
情報通信業	2	23	0.07	2	38	0.11
運輸業、郵便業	10	335	1.05	11	328	1.00
卸 売 業 、小 売 業	84	1,156	3.63	93	1,040	3.19
金融業、保険業	3	923	2.89	2	204	0.62
不動産業	5	82	0.25	10	191	0.58
物品質貸業	6	812	2.55	6	881	2.70
学術研究、専門・技術サービス業	6	241	0.75	9	117	0.35
宿 泊 業	27	981	3.08	29	1,037	3.18
飲食業	62	543	1.70	67	539	1.65
生活関連サービス業、娯楽業	12	374	1.17	21	730	2.24
教 育 、学 習 支 援 業	2	36	0.11	_	_	_
医療、福祉	15	701	2.20	15	594	1.82
その他のサービス	40	712	2.23	36	569	1.74
小計	522	12,686	39.84	556	13,493	41.44
国・地方公共団体等	5	7,420	23.30	5	7,401	22.73
個 人	2,475	11,732	36.84	2,389	11,658	35.81
合 計	3,002	31,839	100.00	2,950	32,553	100.00

<sup>(</sup>注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

### ■預貸率

(単位:百万円、%)

				令和4年度	令和5年度
貸	出	金	(A)	31,839	32,553
預	金積	金	(B)	122,972	123,142
預	貸	率	(A/B)	25.89	26.43
力欠		<del>-1</del>	期中平均	26.32	26.09

#### Word

預貸

お預かりした預金積金のうち、貸出金で運用している割合。

#### ■消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
消費者ローン	819	904
住宅ローン	9,831	9,875
숨 計	10,650	10,779

### ■代理貸付残高の内訳

(単位:百万円)

	令和4年	度 令和5年度
信金中央金	庫 27	42
株式会社日本政策金融公	庫 9	7
独立行政法人住宅金融支援	機構 40	33
独立行政法人福祉医療機	<b>養構</b> —	_
合 計	78	84

### 貸倒引当金内訳

(単位:百万円)

		期 首 残 高	当期增加額	当期》	ず少額	期末残高
		州日726	一 一 州 4 川 飲		その他	州水戏同
一般貸倒引当金	令和4年度	61	54	_	61	54
	令和5年度	54	54	_	54	54
/	令和4年度	143	127	_	143	127
個別貸倒引当金	令和5年度	127	123	_	127	123
合 計	令和4年度	204	182	_	204	182
	令和5年度	182	177	_	182	177

#### ■貸出金償却

(単位:千円)

					令和4年度	令和5年度
貸	#1	金	僧	却	_	_

## 有価証券・その他

■商品有価証券平均残高 該当ありません

■有価証券平均残高

(単位:百万円)

		令和4年度	令和5年度
玉	債	104	103
地 7	· 債	_	_
社	債	539	539
株	式	20	20
投 資	信 託	90	30
外 国	債 券	44,095	48,877
その他	の証券	0	2
合	計	44,851	49,574

(注)有価証券の運用については、安全性を十分に考慮しながら、安定し た利息収入の確保に努めております。

#### 預証率

(単位:百万円、%)

	令和4年度	令和5年度
有 価 証 券 (A)	38,342	37,797
預金積金 (B)	122,972	123,142
預 証 率 (A/B)	31.17	30.69
期中平均	36.58	40.48

#### Word

#### 預証率

お預りした預金積金のうち、有価証券で運用して いる割合。

#### ■有価証券の残存期間別残高

(単位:百万円)

令和4年	度	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めの ないもの	合 計
玉	債	_	_	_	_	_	91	_	91
地 方	債	_	_	_	_	_	_	_	_
社	債	100	199	225	13	_	_	_	538
株	式	_	_	_	_	_	_	20	20
投 資 信	託	_	_	77	_	_	_	_	77
外 国 債	券	_	102	_	_	_	37,510		37,612
その他の	証券	_	_	2	_	_	_	_	2
合	計	100	302	304	13	_	37,601	20	38,342

(単位:百万円)

令和5年度	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めの ないもの	合 計
国 債					_	87	_	87
地 方 債	_	_	_	_	_	_	_	_
社 債	99	207	222	6	_	_	_	536
株式	_	_	_	_	_	_	20	20
投 資 信 託	_	_	_		_		_	_
外 国 債 券	_	101	_	_	_	37,049	_	37,150
その他の証券	_	1	_	_	_	_	_	1
合 計	99	310	222	6	_	37,137	20	37,797

#### ■金銭の信託の時価情報

- (1) 運用目的の金銭の信託 該当ありません
- (2) 満期保有目的の金銭の信託 該当ありません
- (3) その他の金銭の信託 該当ありません

#### ■有価証券の時価情報

- (1) 売買目的有価証券 該当ありません
- (2) 満期保有目的の債券 該当ありません
- (3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 該当ありません

#### (4) その他有価証券

(単位:百万円)

				令和4年度			令和5年度		
種 - -	種類			貸借対照表 計上額	取得原価		貸借対照表 計上額	取得原価	差額
	株		式	_	_	_	_	_	_
	債		券	115	114	0	_	_	_
貸借対照表計上	玉		債	_	_	_	_	_	_
額が取得原価を	地	方	債	_	_	_	_	_	_
超えるもの	社		債	115	114	0	_	_	_
	そ	の	他	5,226	5,100	126	5,256	5,100	156
	小		計	5,341	5,214	126	5,256	5,100	156
	株		式	_	_	_	_	_	_
	債		券	515	528	△ 13	624	643	△ 19
貸借対照表計上	玉		債	91	104	△ 12	87	103	△ 15
額が取得原価を	地	方	債	_	_	_	_	_	_
超えないもの	社		債	423	424	△1	536	539	△ 3
	そ	の	他	32,463	37,436	△ 4,972	31,894	35,229	△ 3,334
	小		計	32,978	37,965	△ 4,986	32,518	35,872	△ 3,353
合	計			38,319	43,180	△ 4,860	37,775	40,972	△ 3,197

- (注) 1.貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。 2.上記の「その他」は、外国債券および投資信託です。

  - 3.市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

#### (5) 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子 会 社 株 式	10	10
非 上 場 株 式	10	10
信金中央金庫出資金	505	675
組合出資金	2	1
合 計	528	697

#### ■デリバティブ取引

金利関連取引・通貨関連取引・株式関連取引・債券関連取引・商品関連取引・クレジットデリバティブ取引 は該当ありません。

#### ■公共債引受額

公共債の引受は該当ありません。

## ■公共債窓販実績

(単位:百万円)

		令和4年度	令和5年度
玉	債	5	86
合	計	5	86

#### 内国為替取扱実績

(単位:百万円)

					令和4年度	令和5年度
\ <del>\</del>	$\triangle$	+=	込	仕 向 為 替	79,411	88,870
送	金	•		被仕向為替	83,904	80,948
/12		Ħn		仕 向 為 替	923	1
17	代 金 取 立	被仕向為替	259	3		

## 自己資本の状況

## 単体における定性的な開示事項

## ■自己資本調達手段の概要

自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。

なお、当金庫の自己資本調達手段は普通出資(発行主体:当金庫)のみであり、コア資本に係る基礎項目の額に算入された額は270百万円です。

## ■自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本の充実を図ってきました。令和5年度末の自己資本比率は59.43%と、国内基準4%を大きく上回る水準にあります。

なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義の施策と考えております。

## ■信用リスクに関する事項

信用リスクとは、お取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクのことです。

#### <リスク管理の方針および手続きの概要>

当金庫では、信用リスク管理方針に基づき信用リスク管理要領を策定し、与信判断の基本的な考え方を明示した与信判断の指針を理念として信用リスク管理を徹底しています。

また、特定の業種、特定の債務者への与信集中リスクを管理するため、大口与信先や特定業種の与信限度額を定めて管理し、この管理状況を常務会、理事会に報告しております。

貸倒引当金は「自己査定基準」「償却・引当に関する基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

#### <リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称>

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ① (株)格付投資情報センター (R&I) ③ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)

## ■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では信用リスク管理の観点から、信用リスクの軽減を目的に担保・保証の保全措置を講じており、具体的には不動産や預金等の担保、公的保証機関である信用保証協会等の保証がこれに該当します。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質等様々な角度から判断を行っております。

ただし、判断の結果、担保又は保証が必要な場合にはお客様への十分な説明とご理解をいただき適切な取扱いに努めています。

当金庫が扱う担保には、当金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては金庫が定める「貸出金事務取扱規定」等により、適切な事務取扱いを行っております。

また、割引手形、手形貸付、証書貸付、当座貸越、債務保証等取引に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして当金庫が定める「貸出金事務取扱規定」や各種約定書に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、当金庫が採用しているバーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には預金相殺の他に適格担保 としての当金庫預金積金があります。

## ■市場リスクに関する事項

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場の変動によって、保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクをいいますが、市場リスクには、主に「金利リスク」「価格変動リスク」「為替リスク」があります。

#### <リスク管理の方針および手続きの概要>

当金庫では市場リスクに対応するためALM委員会において、資産・負債の総合管理を行い、ALM委員会で協議した主な内容は理事会へ報告しております。

市場リスク管理におけるリスク量については、分散共分散法によるVaR法、BPV法により計測しております。

## <派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および 手続きの概要>

当金庫は直接派生商品取引を行っておりません。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

## <銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに 関するリスク管理の方針および手続きの概要>

上場株式、株式型投資信託については、時価評価のほか、VaR法によるリスク計測によってリスク量を把握するとともに当金庫の抱える市場リスクの状況や運用基準枠・リスク許容限度枠の遵守状況についてALM委員会に報告・検証のうえ、常務会および理事会に報告しております。

一方、非上場株式、子会社株式、政策投資株式、投資事業組合等への出資金にかかるリスクの認識については、有価証券にかかる運用方針の中で定める運用枠内での取引に限定するなど、適正な運用・管理を行っています。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

## ■証券化エクスポージャーに関する事項

#### <リスク管理の方針およびリスク特性の概要>

証券化取引とは、貸出債権等の原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある二つ以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引をいい、証券化エクスポージャーとは証券化取引に係るエクスポージャーをいいます。

当金庫が証券化取引を行う場合には、有価証券投資の一環で投資家として証券化取引を行っております。

## <自己資本比率告示第249条第4項第3号から6号までに規定する体制の整備およびその運用 状況の概要>

証券化エクスポージャーへの投資の可否については、市場環境、証券化エクスポージャーおよびその裏付資産に係る市場の状況等、当該証券化エクスポージャーに関するデューデリジェンスやモニタリングに必要な各種情報が投資期間を通じて継続的または適時に入手可能であることを運用部門において事前に確認するとともに、当該証券化エクスポージャーの裏付資産の状況、パフォーマンス、当該証券化商品に内包されるリスクおよび構造上の特性等の分析を行い、ALM委員会での承認を経たうえで、理事長の決裁により最終決定することとしております。

#### <信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針>

当金庫は、信用リスク削減手法として証券化取引および再証券化取引を用いておりません。

<証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称> 当金庫は標準的手法を採用しております。

#### <証券化取引に関する会計方針>

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

#### <証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称>

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用して います。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ①(株)格付投資情報センター(R&I) ③ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- ②(株)日本格付研究所(JCR) ④S&P グローバル・レーティング (S&P)

## ■オペレーショナル・リスクに関する事項

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の内部管理体制の不備やシステムトラブルによる事故、災害等の外 生的事象から発生しうるリスクをいい、当金庫では、事務リスク、システムリスク、その他のオペレーショナル・リ スク(法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク等)を総称してオペレーショナル・リスクと定義してお ります。

#### <リスク管理の方針および手続きの概要>

オペレーショナル・リスクの管理方針や管理体制については、「オペレーショナル・リスク管理方針」 および 「オペレーショナル・リスク管理規定」で定めています。

また、適正なリスク管理を実現するため、リスク毎の特性等に応じた管理規定等を定めるとともにリスク管 理の状況については理事会および常務会へ定期的に報告することとしております。

#### <オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法>

当金庫は、基礎的手法を採用しています。

## ■銀行勘定における金利リスクに関する事項

## <リスク管理の方針および手続きの概要>

- (1) 金利リスクとは、「市場金利の変動により、金融資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクや、金融資産・ 負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスク」をいいます。当金庫における金利リスクは、銀行勘 定取引におけるすべての金利感応資産・負債を計測の対象としており、定期的な評価・計測を行い、適時適 切な対応を講じる態勢としております。
- (2) 当金庫では、ALM管理体制のもと、金利リスクおよび為替変動等を考慮した統合VaRが自己資本に照らし て許容可能な水準にリスクをコントロールすることを基本方針としております。また、評価損益額を含めた リスク量が自己資本の一定割合を超えないようアラームポイントを設けて、日々管理しております。
- (3) 金利リスク量は、毎月末を基準日として、月次で計測しております。
- (4) 当金庫では、リスクの削減を目的としたヘッジ取引は行っておりません。

#### <金利リスクの算定手法の概要>

(1) 開示告示に基づく定量的開示の対象となる ΔEVE (銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいう。) 及び ΔNII (銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいう。) 並びに当金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	1.25年
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	5年
流動性預金への満期の割当て方法及びその前提	金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
固定金利貸出の期限前返済や定期預金の 早期解約に関する前提	金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
複数の通貨の集計方法及びその前提	通貨別に算出した金利リスクの正値のみ合算し、通貨間の相関は考慮していません。
スプレッドに関する前提	リスクフリーレートの金利ショック幅と割引金利の金利ショック幅を同一とみなしており、割引金利の相関やスプレッドは考慮していません。
内部モデルの使用等、⊿EVE及び⊿NIIに重大な影響 を及ぼすその他の前提	該当事項はありません。
前事業年度末の開示からの変動に関する説明	有価証券残高の減少と海外金利 (割引金利) の上昇により⊿EVE (最大値) は減少しました。
計測値の解釈や重要性に関するその他の説明	重要性テスト(金利リスク/自己資本の額)の結果は基準値である20%を上回っておりますが、金利リスクが顕在化した場合において、国内基準金融機関の最低所要自己資本額を上回る自己資本額を維持することが可能なものと認識しております。

- (2)金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、 開示告示に基づく定量的開示の対象となる⊿EVE及び⊿NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項
  - ①金利ショックに関する説明

過去のストレス事象発生時や過去一定期間の金利上昇幅および金利1%上昇時における銀行勘定の 金利リスクへの影響を定期的に検証しております。

②金利リスク計測の前提及びその意味

内部管理上、銀行勘定の金利リスクをVaR法により計測しており、その他のリスクと共に、自己資本に照らして許容可能な水準に収まるよう管理しております。

#### (参考) VaRによる市場リスク量

(単位:百万円)

				令和4年度	令和5年度
リ	ス	ク	量	11,354	7,415

(注) VaRの計測手法については以下のとおりです。

コア預金			計測対象	信頼区間	観測	期間	保有期間	計測の頻度
対	象	当座預金、普通預金、 貯蓄預金、通知預金、 別段預金、納税準備預金	運用勘定(預け金、 有価証券、貸出金 等)、調達勘定(預 金積金等)のうち	99%		250営業日	125日	月次
算定	方法	現残高の50%相当額	市場金利の影響を		令和5年度	5年※2		
満	期	5年以内 (平均2.5年)	受けるもの※1					

<sup>※1.</sup> 非上場株式、その他の有価証券を除く

<sup>※2.</sup> 令和5年度から、VaR計測上の観測期間を250営業日から5年に変更しております。

## 単体における事業年度の開示事項

## 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円、%)

項目	令和4年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		I
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	17,171	17,734
うち、出資金及び資本剰余金の額	274	270
うち、利益剰余金の額	16,907	17,474
うち、外部流出予定額 (△)	10	10
うち、上記以外に該当するものの額		_
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	54	54
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	54	54
うち、適格引当金コア資本算入額	_	_
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、 コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	_
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、 コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	17,225	17.788
コア資本に係る調整項目 (2)	,——•	.,,
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の額の合計額	5	13
うち、のれんに係るものの額	_	_
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	5	13
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額	_	_
適格引当金不足額	_	_
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		_
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	_	_
前払年金費用の額	269	321
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。) の額		_
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		_
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		_
信用金庫連合会の対象普通出資等の額		_
特定項目に係る10パーセント基準超過額		_
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	_	_
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		_
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額	_	_
特定項目に係る15パーセント基準超過額		_
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		_
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		_
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額		_
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	274	334
自己資本	2/1	001
自己資本の額((イ)-(ロ)) (八)	16,950	17.454
リスク・アセット等 (3)	10,000	11,101
信用リスク・アセットの額の合計額	24,787	26,621
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 1.080	20,021
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 1,080	
うち、上記以外に該当するものの額		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	2,537	2,744
信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		_
-2 -2 -2 -7 -7 -10 -10 -10 -10 -10 -10 -10 -10 -10 -10	27,324	29,366
リスク・アセット等の額の合計額 (二)		
リスク・アセット等の額の合計額 (二) 自己資本比率	21,024	20,000

<sup>(</sup>注) 自己資本比率の算出方法を定めた 「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第21号) 」に基づき算出しております。 なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

### 定量的な開示事項

## (1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

				(単位,日万円
	令和4			5年度
		所要自己資本額		
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	24,787	991	26,621	1,064
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	25,751	1,030	26,621	1,064
現金	_	_	_	_
我が国の中央政府及び中央銀行向け	_	_	_	_
外国の中央政府及び中央銀行向け	_	_	_	_
国際決済銀行等向け	_	_	_	_
我が国の地方公共団体向け	_	_	_	_
外国の中央政府等以外の公共部門向け	_		_	_
国際開発銀行向け		_	_	_
地方公共団体金融機構向け	_	_	_	_
我が国の政府関係機関向け	_		_	_
地方三公社向け	_	_	_	_
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	12,432	497	12,679	507
法人等向け	4,487	179	5,570	222
中小企業等向け及び個人向け	3,855	154	4,157	166
抵当権付住宅ローン	176	7	165	6
不動産取得等事業向け	_	_	_	_
三月以上延滞等	7	0	7	0
取立未済手形	3	0	4	0
信用保証協会等による保証付	230	9	215	8
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	_	_	_	_
出資等	21	0	21	0
出資等のエクスポージャー	21	0	21	0
重要な出資のエクスポージャー	_	_	_	_
上記以外	4,538	181	3,801	152
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	1,800	72		_
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	505	20	675	27
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	110	4	232	9
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に 係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	_	_	_	_
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連 調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	_	_	_	_
上記以外のエクスポージャー	2,121	84	2,892	115
②証券化エクスポージャー		_		_
STC要件適用分	_	_	_	_
証券化 非STC要件適用分	_	_	_	_
再証券化	_	_	_	_
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	115	4	_	_
ルック・スルー方式	115	4	_	_
マンデート方式			_	_
蓋然性方式 (250%)	_	_	_	_
蓋然性方式 (400%)	_		_	_
フォールバック方式 (1250%)				_
<ul><li>⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額</li></ul>	△ 1,080	△ 43	_	_
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額				
	_		_	
⑦中央清算機関関連エクスポージャー ロオペル・ショナル 1.17.44世界第の会計第5:00/ 不除して得た第	0.507		0.744	100
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	2,537	101	2,744	109
八.単体総所要自己資本額(イ+ロ)	27,324	1,092	29,366	1,174

<sup>(</sup>注) 1.所要自己資本の額=リスク·アセット×4%

<オペレーショナル・リスク相当額 (基礎的手法) の算定方法>

粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15% 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

<sup>2. 「</sup>エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及

び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

<sup>4.</sup>当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

<sup>5.</sup>単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

### (2) 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

■信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別·業種別·残存期間別>

<地域別·業種別·残存期間別> (単位:百万円)										
エクスポージャー区分			信用リ	スクエクスオ	ページャー期	末残高				
地     域     区     分       業     種     区     分				ットメント及 デリバティブ バランス取引	債		デリバテ	ィブ取引	三 月 以 エクスポ	
期間区分	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
国内	102,036	104,416	36,184	36,327	643	643	_	_	45	44
国 外	42,437	40,329	_	_	42,437	40,329	_	_	_	
地域別合計	144,474	144,745	36,184	36,327	43,081	40,972	_	_	45	44
製 造 業	2,586	3,125	2,586	3,125	_	_	_	_	_	_
農業、林業	76	75	76	75	_	_	_	_	_	_
漁業	2	6	2	6	_	_	_	_	_	_
鉱業、採石業、砂利採取業	17	21	17	21	_	_	_	_		_
建設業	3,320	4,142	3,320	4,142	_	_	_	_	3	3
電気・ガス・熱供給・水道業	56	183	56	183	_	_	_	_		_
情報通信業	207	168	23	38	_	_	_	_		_
運輸業、郵便業	340	335	336	331	_	_	_	_		_
卸売業、小売業	1,218	1,153	1,216	1,151	_	_	_	_	_	_
金融業、保険業	63,594	64,303	923	228	600	600	_	_	_	_
不動産業	83	191	83	191	_	_	_	_	_	_
物品賃貸業	812	882	812	882	_	_	_	_	_	_
学術研究、専門・技術サービス業	342	212	342	212	_	_	_	_	_	_
宿 泊 業	1,000	1,050	1,000	1,050	_	_	_	_	_	_
飲食業	652	687	652	687	_	_	_	_	_	_
生活関連サービス業、娯楽業	411	800	410	800	_	_	_	_	_	_
教育、学習支援業	36	_	36	_	_	_	_	_	_	_
医療、福祉	745	635	745	635	_	_	_	_	_	_
その他のサービス	793	704	793	704	_	_	_	_	9	9
国·地方公共団体等	50,457	48,357	7,547	7,528	42,481	40,372	_	_	_	_
個 人	15,201	14,328	15,201	14,328	_	_	_	_	32	32
そ の 他	2,518	3,377	_	_	_	_	_	_	_	_
業種別合計	144,474	144,745	36,184	36,327	43,081	40,972	_	_	45	44
1 年 以 下	36,247	55,046	7,061	7,969	100	100	_	_		
1年超3年以下	31,041	2,987	2,657	2,600	300	307	_	_		
3年超5年以下	3,236	8,030	2,964	2,798	225	224	_	_		
5年超7年以下	2,502	3,063	2,488	3,056	13	6	_	_		
7年超10年以下	6,054	13,344	6,054	5,344	_	_	_	_		
10 年 超	57,042	54,552	14,601	14,219	42,441	40,332	_	_		
期間の定めのないもの	8,349	7,721	357	338	_	_	_	_		
残存期間別合計	144,474	144,745	36,184	36,327	43,081	40,972	_	_		

<sup>(</sup>注)1.オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

<sup>2. [</sup>三月以上延滞エクスポージャー] とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

<sup>3.</sup>上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現 金、出資金、固定資産等が含まれます。

<sup>4.</sup>CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

<sup>5.</sup>業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 当冊子の42ページをご覧ください。

#### ■業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

											(+	位・日ハロ/
		個別貸倒引当金										
	#n <del>×</del>	期首残高		当期増加額		当期》	<b>載少額</b>		期末残高		貸出会	<b>è</b> 償却
	朔日	次同			目的	使用	そ0	D他	州本次向			
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
製 造 業	_	_	_	0	_	_	_	_	_	0	_	
農業、林業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
漁業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
鉱業、採石業、砂利採取業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
建 設 業	_	2	2	2	_	_	_	2	2	2	_	_
電気・ガス・熱供給・水道業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
情報通信業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
運輸業、郵便業	14	_	_	_	_	_	14	_	_	_	_	
卸売業、小売業	6	6	6	6	_	_	6	6	6	6	_	_
金融業、保険業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
不 動 産 業	_	_	_	_	_	_		_	_	_		_
物品賃貸業	_	_	_	_	_	_		_	_	_	_	
学術研究、専門・技術サービス業	_	_	_	_	_	_		_	_	_	_	
宿 泊 業	76	76	76	76	_	_	76	76	76	76	_	_
飲 食 業	4	3	3	_	_	_	4	3	3	_	_	
生活関連サービス業、娯楽業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
教育、学習支援業	_	_	_	_	_	_		_	_	_	_	
医療、福祉	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
その他のサービス	10	10	10	10	_	_	10	10	10	10	_	_
国·地方公共団体等	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
個 人	30	28	28	28	_	_	30	28	28	28	_	_
合 計	143	127	127	123		_	143	127	127	123		_

<sup>(</sup>注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

### ■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

				(丰位:白/기 )/				
	エクスポージャーの額							
告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	格付適	用有り	格付適用無し					
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度				
0%	42,337	40,229	13,161	14,432				
10%	_	_	4,957	2,636				
20%	53,260	38,938	16,015	31,920				
35%	137	148	390	341				
50%	1,004	1,141	42	41				
75%	_	_	4,482	4,260				
100%	747	42	7,889	10,514				
150%	_	_	3	3				
250%	_	_	44	93				
1,250%	_	_	_	_				
その他	_	_	_	_				
合 計	97,487	80,501	46,986	64,244				

<sup>2.</sup>業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

<sup>(</sup>注) 1.格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。 2.エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

<sup>3.</sup>コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

### (3) 信用リスク削減手法に関する事項

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保		クレジット・デリバティブ	
ポートフォリオ	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
信用リスク削減手法が 適用されたエクスポージャー	1,228	1,326	8,449	8,931	_	_

<sup>(</sup>注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

## (4)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	_	_
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計 額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前 の与信相当額を差し引いた額	_	_

(単位:百万円)

		スク削減手法の効果を の与信相当額	担保による信用リスク削減手法の効果を 勘案した後の与信相当額		
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	
①派生商品取引合計	_	_	_	_	
(i) 外国為替関連取引	_	_	_	_	
(ii) 金利関連取引	_	_	_	_	
(iii) 金関連取引	_	_	_	_	
(iv)株式関連取引	_	_	_	_	
(v) 貴金属(金を除く) 関連取引	_	_	_	_	
(vi) その他コモディティ関連取引	_	_	_	_	
(vii) クレジット・デリバティブ	_	_	_	_	
②長期決済期間取引	_	_	_	_	
合 計	_	_	_	_	

<sup>(</sup>注)グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っております。

- ■与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本額該当ありません
- ■信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット·デリバティブの想定元本額 該当ありません
- (5) 証券化エクスポージャーに関する事項

<オリジネーターの場合> 該当ありません

<投資家の場合> 該当ありません

## (6) 出資等エクスポージャーに関する事項

#### ■貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

区 分	貸借対照	表計上額	時    価		
		令和5年度		令和5年度	
上 場 株 式 等	_	_	_	_	
非 上 場 株 式 等	530	699	_	_	
合計	530	699	_	_	

<sup>(</sup>注)投資信託の裏付資産は含んでおりません。

#### ■出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

			令和4年度	令和5年度
売	却	益	_	_
売	却	損	_	_
償		却	_	_

<sup>(</sup>注) 1.損益計算書における損益の額を記載しております。 2.投資信託の裏付資産は含んでおりません。

### ■貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位:百万円)

				令和4年度	令和5年度
評	価	損	益	_	_

<sup>(</sup>注)投資信託の裏付資産は含んでおりません。

#### ■貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

				令和4年度	令和5年度
評	価	損	益	_	_

<sup>(</sup>注)投資信託の裏付資産は含んでおりません。

## (7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 (単位:百万円)

		(+12:0/313/
	令和4年度	令和5年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	98	_
マンデート方式を適用するエクスポージャー	_	_
蓋然性方式 (250%) を適用するエクスポージャー	_	_
蓋然性方式 (400%) を適用するエクスポージャー	_	_
フォールバック方式 (1250%) を適用するエクスポージャー	_	_

#### (8) 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB:金利リスク					
項番		⊿EVE		⊿NII	
			令和5年度	令和4年度	令和5年度
1	上方パラレルシフト	9,403	9,043	50	_
2	下方パラレルシフト	_	_	_	_
3	スティープ化	7,401	7,033		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最 大 値	9,403	9,043	50	_
		令和4年度		令和5年度	
8	自己資本の額	16,950		17,454	

<sup>(</sup>注)金利リスクの算定手法の概要等は、 「定性的な開示事項」の項目に記載 しております。

# 開示項目一覧

信用金庫法施行規則に定められた開示項目は以下に記載しております。

	単体べー	- スの項目
1.金庫の概況及び組織に関する事項		4.金庫の
(1) 事業の組織	3	(1) リス
(2) 理事・監事の氏名及び役職名	3	(2)法令
(3) 事務所の名称及び所在地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		(3) 中小
		取糾
2.金庫の主要な事業の内容	2	(4) 金鬲
(商品・サービスのご案内)	···26~29	
		5.金庫の画
3.金庫の主要な事業に関する事項		(1)貸借
(1) 直近の事業年度における事業の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4	金贝
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況	5	(2)金庫
①経常収益	5	<b>4</b>
②経常利益又は経常損失・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5	11
③当期純利益又は当期純損失	5	26
④出資総額及び出資総口数	5	33
⑤純資産額		41
⑥総資産額	5	<b>⑤</b> II
⑦預金積金残高 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	5	(3) 自己
⑧貸出金残高・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		(4) 次に
9有価証券残高 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		及び
⑩単体自己資本比率		① <b></b>
①出資に対する配当金		25
⑫職員数		③規
(3) 直近の2事業年度における事業の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		I
①主要な業務の状況を示す指標		(5) 貸倒
ア.業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質		(6)貸出
務純益、コア業務純益及びコア業務純益(投		(7) 金属
信託解約損益を除く。)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		借文
イ.資金運用収支、役務取引等収支及びその他		金鱼
務収支		場合
ウ.資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均		<i>"</i>
高、利息、利回り及び資金利ざや・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		6.報酬等(
工.受取利息及び支払利息の増減・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		の状況は
才. 総資産経常利益率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		定めるも
力. 総資産当期純利益率		,2.50
②預金に関する指標 ······		
ア.流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、その		
の預金の平均残高・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及び		
の他の区分でとの定期預金の残高・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	_	
<ul><li>③貸出金等に関する指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>		資産香気
ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形		<b>大庄丑</b> 人
平均残高		
イ.固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金		
残高・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41	
ウ. 担保の種類別 (当金庫預金積金、有価証券、		
産、不動産、保証及び信用の区分)の貸出金		
高及び債務保証見返額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	··· 41	
エ. 使途別 (設備資金及び運転資金の区分) の貸		
金残高・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	··· 41	
オ.業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占		
オ. 未性別の貝面並及向及U貝面並の総領にロる割合	ω ··· 42	
カ.預貸率の期末値及び期中平均値		
7. 預員奉の期末他及び期中平均他 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
④有価証券に関9つ指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
ア. 商品有価証券の種類別の平均残局 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
1.有個証券の種類別の残存期间別の残局 ウ.有価証券の種類別の平均残高		
工. 預証率の期末値及び期中平均値 ・・・・・・・・	43	

1.金庫の事業の運営に関する事項	
(1) リスク管理の体制	
(2) 法令遵守の体制	8
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための	
取組みの状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14~19
(4) 金融ADR制度への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
5.金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失	
金処理計算書	34~37
(2) 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び①から	
④までに掲げるものの合計額	. 7
①破産更生債権及びこれらに準ずる債権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 7
②危険債権	
③三月以上延滞債権(貸出金のみ)	. 7
④貸出条件緩和債権(貸出金のみ)	
⑤正常債権	
(3) 自己資本の充実の状況	45~54
(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価	
及び評価損益・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
①有価証券 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
②金銭の信託	43
③規則第102条第1項第5号に掲げる取引(デリバティブ	
取引)	44
(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
(6) 貸出金償却の額	42
(7)金庫が信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき貸	
借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失	
金処理計算書について会計監査人の監査を受けている	
場合にはその旨	37
3.報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産	
の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に	
定めるもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
金融再生法に基づく開示事項	